

令和5年9月

令和5年度
学生 各位

国際文化研究科長

日本学生支援機構 令和5年度第一種及び第二種奨学生の二次採用について

このことについて、日本学生支援機構奨学金の貸与を希望する者は、教務係に申し出てください。申込み案内冊子を受領後、下記に留意し、所定の手続きを行ってください。

記

1. 提出書類 提出先：国際文化研究科教務係

2. 提出期限 10月27日（金）正午

- 1 2023年度スカラネット入力下書き用紙の写し
- 2 2023年度第一種奨学金（または第二種）確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書
※ 本人控とともに提出すること。
- 3 学生本人及びその配偶者の収入を裏付ける各種証明書（源泉徴収票や確定申告書(控)等）
※ アルバイト収入のみの場合で、明細等収入状況が明確に分ける書類が手元にない場合、アルバイト先に令和4年中の収入についての証明書の作成を依頼し提出すること。
※収入計算書に貼付して提出してください。
- 4 収入計算書(父母等からの給付額がある場合は、給付者の自署・押印が必要です。)

3. 注意事項

- 1 記入年月日及び身分は令和5年10月1日現在で記入してください。
- 2 収入を証明する書類は、本人・配偶者（定職収入がある場合のみ）について、必ず提出してください。
- 3 「人的保証」を選択した場合、申し込み時に選任した**連帯保証人とは別に、返還時に保証人**を選任する必要があります。なお、65歳以上の者を保証人として選任することはできません。
- 4 「機関保証」を選択した場合、月々保証料がかかります。
- 5 **提出期限を過ぎての書類の受理は一切行いません。**

4. 休学者に係る第二種奨学生の新規採用又は継続貸与について

令和5年度中に休学し、ボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者で、在学学校長がその休学期間の活動が有意義であると認めた者については、第二種奨学生に申請できます。また、すでに第二種奨学金の貸与を受けている者は継続貸与を申請できます。

5. 博士後期課程第一種貸与奨学金にかかる返還免除制度の重複制限について

令和5年度以降に第一種奨学生として採用された博士後期課程の学生は、「大学フェロシップ創設事業」または「次世代研究者挑戦的研究プログラム」の支援を重複して受けることは可能ですが、優れた業績を挙げた場合であっても、第一種奨学金の特に優れた業績による返還免除の認定を受けることはできません。